



発行 東京都

目次

30

条 例

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例……（環境局）…

○警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例……（東京都公安委員会）…

条例のあらまし

●鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第八六号）

一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第四六号）等の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二七年五月二九日から施行します。

●警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第八七号）

一 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二七年政令第三二号）の施行に伴い、運転免許試験等に係る手数料の額を改定します。

（例）

普通自動車免許に係る運転免許試験手数料

（道路交通法第九七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合）

一、八〇〇円 ↓ 一、七五〇円

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

条 例

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第八十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成十四年東京都条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第二条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第八十七号

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

警視庁関係手数料条例(平成十二年東京都条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一 一の項(中)「五千八百円」を「五千六百円」に改める。
別表第二 一の部一の項中

四千六百円(法第九十七
七条第一項第二号に掲
げる事項について行う
試験を公安委員会が提
供する自動車を使用し
て受ける場合であつて
は、七千七百円)

四千四百円(法第九十
七条第一項第二号に掲
げる事項について行う
試験を公安委員会が提
供する自動車を使用し
て受ける場合であつて
は、七千四百円)

千八百円
千九百円

千七百五十円
千八百五十円

「三千百円」に、

に、「三千五十円」を

三千五十円(法第九十
七条第一項第二号に掲
げる事項について行う
試験を公安委員会が提
供する自動車を使用し
て受ける場合にあつて
は、四千六百円)

二千九百五十円(法第
九十七條第一項第二号
に掲げる事項について
行う試験を公安委員会
が提供する自動車を使
用して受ける場合にあ
つては、四千五百円)

を

に、

四千六百円(法第九十
七条第一項第二号に掲

四千五百五十円(法第
九十七條第一項第二号

「ける事項について行う
試験を公安委員会が提
供する自動車を使用し
て受ける場合にあつて
は、七千六百五十円)

に掲げる事項について
行う試験を公安委員会
が提供する自動車を使
用して受ける場合にあ
つては、七千六百五十
円)

を

に、「三千円」を「二千八

百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千四百円」に改め、同部一の二の項中「三千八百五十円」を「三千六百五十円」に、「六千九百五十円」を「六千六百五十円」に、「四千五十円」を「三千八百五十円」に、「四千九百円」を「四千七百五十円」に改め、同部二の項中「二千八百円」を「二千八百五十円」に、「千円」を「千五十円」に改め、同部四の項中「三千六百円」を「三千五百円」に改め、同部六の項中「千五百五十円」を「千四百五十円」に、「三千百円」を「三千円」に改め、同部七の項中「千二百円」を「千百円」に改め、同部八の項中「二万三千五百円」を「二万三千四百五十円」に、「二万一千八百五十円」を「二万一千七百円」に改め、同部九の項中「千二百円」を「千百円」に改め、同部十の項中「二万五千円」を「二万四千九百五十円」に、「九千四百五十円」を「九千四百円」に、「一万二千八百五十円」を「一万二千七百五十円」に改め、同部十二の項中

講習一時間について七
百円
講習一時間について二
千四百五十円

講習一時間について七
百五十円
講習一時間について二
千三百五十円

を

に、「二千二百円」を「二

千百円」に、「四千七百円」を「四千六百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千四百五十円」に、「四千五十円」を「四千円」に、「三千五百五十円」を「三千百円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に、「二千百円」を「二千五十円」に、「二千七百五十円」を「二千七百円」に、

講習一時間について二千六百元	講習一時間について二千四百五十円
----------------	------------------

講習一時間について二千五百五十円	講習一時間について二千四百円
------------------	----------------

「六百元」を「五百円」に、「九百五十円」を「八百五十円」に、「千五百円」を「千三百五十円」に、「五千八百円」を「五千六百円」に、「五千三百五十円」を「五千二百円」に、「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に、「一万三千三百五十円」を「一万三千二百円」に、「九千二百円」を「九千五十円」に改め、同部十三の項中「八百五十円」を「九百円」に改め、同部備考二の表一の項中「四千五百五十円」を「四千元」に、「三千七百五十円」を「三千六百円」に、「四百五十円」を「四百二十五十円」に改め、同表二の項中「七千元」を「六千七百円」に、「六千四百円」を「六千二百円」に、「二千二百円」を「二千円」に、「七千八百円」を「七千四百円」に改め、同表三の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査の項中「二千四百五十円」を「二千四百五十円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項中「千八百五十円」を「千九百五十円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「二千二百円」を「千九百五十円」に改め、同表四の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査の項中「二千四百円」を「二千四百五十円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項中「千八百五十円」を「千九百五十円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「二千二百五十円」を「二千円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項中「二千円」を「千九百五十円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「二千二百五十円」を「二千五百円」に改め、同表六の項中「千八百五十円」を「千七百五十円」に、「千九百五十円」を「二千円」に改め、同表七の項中「二千七百円」を「二千五百五十円」に改め、同表備考イ中

「二千九百五十円」を「二千八百円」に、「九百円」を「八百五十円」に、「三千五百円」を「三千三百円」に改め、同表備考ロ中「三百五十円を、」を「五百五十円を、」に、「二百円」を「三百五十円」に改め、別表第二 一の部備考三の表一の項中「四千五百五十円」を「四千元」に、「三千七百五十円」を「三千六百円」に、「四千四百五十円」を「四千二百五十円」に改め、同表二の項中「千四百五十円」を「千三百五十円」に、「千四百五十円」を「千五百五十円」に、「千二百円」を「千三百五十円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同表五の項中「千四百五十円」を「千五百五十円」に、「千二百円」を「千三百五十円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同表六の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査の項中「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同部普通自動車免許に係る教習指導員審査の項中「千五百五十円」を「千三百円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の項中「千五百五十円」を「千二百円」に改め、同表七の項中「二千七百円」を「二千五百五十円」に改め、同表備考イ中「三千元」を「二千八百五十円」に、「九百五十円」を「九百円」に、「千五十円を、」を「千円を、」に、「三千五十円」を「三千五百五十円」に改め、同表備考ロ中「百円を、普通自動車免許」を「二百五十円を、普通自動車免許」に、「五十円」を「百円」に改める。

附則

(施行期日)

- この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
(警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例(平成二十七年東京都条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二 一の部十二の項の改正規定中「一万三千三百五十円」を「一万三千二百円」に、「九千二百円」を「九千五十円」に改める。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002